3　三（1の事項を除く。）及び六の2　平成二九年一〇月一日
4　一の1の㈠及び㈡並びに二の1の一部　平成三〇年四月一日
5　一の2及び3並びに七　平成三一年四月一日
6　一の1の㈢及び㈣並びに二の1の一部　平成三三年四月一日

◇特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（法律第一一五号）（内閣官房）

1　目的
この法律は、特定複合観光施設区域の整備の推進が、観光及び地域経済の振興に寄与するとともに、財政の改善に資するものであることに鑑み、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、特定複合観光施設区域整備推進本部を設置することにより、これを総合的かつ集中的に行うことを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義
この法律において「特定複合観光施設」とは、カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与すると認められる施設が一体となっている施設であって、民間事業者が設置及び運営をするものをいうこととし、「特定複合観光施設区域」とは、特定複合観光施設を設置することができる区域として、地方公共団体の申請に基づき国の認定を受けた区域をいうこととした。（第二条関係）

3　基本理念
特定複合観光施設区域の整備の推進は、地域の創意工夫及び民間の活力を生かした国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、地域経済の振興に寄与するとともに、適切な国の監視及び管理の下で運営される健全なカジノ施設の収益が社会に還元されることを基本として行われることとした。（第三条関係）

4　国の責務
国は、3の基本理念にのっとり、特定複合観光施設区域の整備を推進する責務を有することとした。（第四条関係）

5　法制上の措置等
政府は、6から8までに基づき、特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため必要な措置を講ずるものとし、この場合において、必要となる法制上の措置については、この法律の施行後一年以内を目途として講じなければならないこととした。（第五条関係）

6　特定複合観光施設区域の整備の推進に関する基本方針
㈠　政府は、特定複合観光施設区域が地域の特性を生かしつつ真に国際競争力の高い魅力ある観光地の形成の中核としての機能を備えたものとなるよう、必要な措置を講ずるとともに、当該区域の整備により我が国の観光産業等の国際競争力の強化及び地域における経済の活性化が図られるよう、必要な措置を講ずることとした。（第六条及び第七条関係）
㈡　政府は、地方公共団体による特定複合観光施設区域の整備に係る構想のうち優れたものを、当該区域の整備の推進に反映するため必要な措置を講ずることとした。（第八条関係）
㈢　カジノ施設の設置及び運営をしようとする者等（以下「カジノ施設関係者」という。）は、7のカジノ管理委員会の行う規制に従わなければならないこととした。（第九条関係）
㈣　政府は、カジノ施設の設置及び運営に関し、カジノ施設における不正行為の防止並びにカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行う観点から、必要な措置を講ずるとともに、外国人旅客以外の者に係るカジノ施設の利用による悪影響を防止する観点から、カジノ施設への入場に関し必要な措置を講ずることとした。（第一〇条関係）

7　カジノ管理委員会の基本的な性格及び任務
カジノ管理委員会は、内閣府に外局として置かれるものとし、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保を図るため、カジノ施設関係者に対する規制を行うこととした。（第一一条関係）

8　納付金及び入場料
国及び地方公共団体は、カジノ施設の設置及び運営をする者から納付金を徴収すること並びにカジノ施設の入場者から入場料を徴収することができることとした。（第一二条及び第一三条関係）

9　特定複合観光施設区域整備推進本部
㈠　特定複合観光施設区域の整備の推進を総合的かつ集中的に行うため、内閣に、特定複合観光施設区域整備推進本部（以下「本部」という。）を置くこととした。（第一四条関係）
㈡　本部長は内閣総理大臣をもって、副本部長は国務大臣をもって充てることとし、本部員は本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てることとした。（第一七条第一項、第一八条第一項及び第一九条関係）
㈢　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関等の長等に対して、必要な協力を求めることができること等とした。（第二〇条関係）
㈣　本部に、特定複合観光施設区域の整備の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について調査審議させるため、特定複合観光施設区域整備推進会議を置き、内閣総理大臣が任命する委員二〇人以内をもって組織することとした。（第二一条関係）
㈤　本部の事務を処理させるため、本部に、事務局を置くこととした。（第二二条関係）

10　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三八五号）（個人情報保護委員会）

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二七年法律第六五号）の施行期日は平成二九年五月三〇日とし、同法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は平成二九年三月一日とすることとした。

◇公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三八六号）（総務省）

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二八年法律第九四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二九年一月一日とした。

◇最高裁判所裁判官国民審査法施行令の一部を改正する政令（政令第三八七号）（総務省）

最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正に伴う改正関係

1　最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二二年法律第一三六号。以下「法」という。）第四条の二第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事項は、審査予定裁判官の住所、生年月日及び最高裁判所裁判官（以下「裁判官」という。）に任命された年月日（以下「任命年月日」という。）その他総務省令で定める事項とした。（第一条関係）

2　法第五条第三項又は第五項に規定する政令で定める事由は、審査に付されたことがある通知裁判官又は新通知裁判官（直近に付された審査の期日以後引き続き裁判官である者に限る。）が、審査の告示の時において、直近に付された審査の期日から一〇年を経過していないこととした。（第二条関係）

3　法第五条の二第一項に規定する政令で定める事項は、次の㈠から㈣までに掲げる事項とした。（第三条関係）
㈠　審査に付される裁判官の住所、生年月日及び任命年月日
㈡　法第四条の二第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する場合（法第一四条の二第四項に規定する場合に限る。）には、法第一四条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者の中に氏名に変更が生じた者がある旨
㈢　法第五条第三項に規定する場合（同条第四項に規定する場合を除く。）又は同条第五項に規定する場合には、法第一四条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者の中に審査に付される裁判官とならなかつた者がある旨
㈣　その他総務省令で定める事項